

災害時現地対策拠点機能確保車両の仕様提案業務委託仕様書

1 目的

富士山の噴火災害発生時に継続して対策を講じられるよう、必要な資機材等をパッケージングし、関係機関との連絡や情報収集を行うための通信機器、物資の搬送など、現地対策拠点機能を機動的に確保するための車両の仕様書・図面等を作成する。

2 名称

災害時現地対策拠点機能確保車両の仕様提案業務委託

3 期限

令和4年8月10日までに業務を完了させること。

ただし、車両納期の見込み資料については、7月29日までにまとめること。

4 業務内容

次の要件を満たす車両の図面（立体図、平面図等）、仕様書及び納期スケジュールの作成、車両の積算金額を算出すること。

仕様書については、別紙1「仕様書作成例」を参考にすること。

(1) 現地対策拠点車両に必要な機能

① 必要な資機材を運搬する機能の確保

現地対策本部を設置する際に、当面必要となる資機材を運搬する能力を有する車両とすること。

（参考）積載を想定する資機材は、別紙2「搭載資機材一覧」のとおり。

② 活動拠点としての機能の確保

噴火災害の規模、様態によっては、小さな噴石と降下物がある中での活動が想定されるため、車両内で3～4名程度が、最低限の活動（情報伝達・打合せ等）ができるよう、車両内部を改装した車両であること。

③ 通信機能の確保

噴火災害に従事する職員等が関係機関と円滑に通信できる機能を備えること。（PC 40台程度、電話20回線程度）

(2) 留意事項

① 中型免許（8t未満限定）で運転することができること。（4WD又はAWDとする）

② タイヤはノーマルタイヤとスタッドレスタイヤ両方の納品を前提として積算するものとする。

③ 道路交通法第39条に規定する緊急自動車として登録できるものとし、赤色警光灯を設置すること。

④ 車両は複数台あっても差し支えないものとする。

⑤ 調達する車両は、車両本体・通信機能の確保設備を含め、2,360万円程度を想定。

5 再委託の制限

- (1) 受託者は、本業務のうち、監理業務部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）その他再委託先に対する管理方法、必要事項を委託者に対して文書で報告しなければならない。

6 成果品

本業務の成果品は、正副各1部（A4版を想定）、CD-ROM等を利用した電子媒体を納入すること。なお、納入するデータはワード、エクセル、パワーポイント形式等の編集可能なものとし、詳細は納入時に協議すること。

7 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 成果品について、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。
- (3) 完了検査終了後、成果品に受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、委託者の指示に従い受託者の責任で補正を行わなければならない。

8 その他

上記以外に仕様書に明記されていない事項で、業務に際し疑義が生じた場合は委託者と協議すること。